

岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成28年3月策定
平成30年3月改定（第2版）

岐阜県

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的及び位置付け	2
3 計画の対象範囲	2
4 対象とする温室効果ガス	3
5 計画期間	4
6 基準年度	4
第2章 岐阜県地球温暖化対策実行計画（第4次）の取組状況	5
1 目標達成状況	5
2 取組推進における課題	6
3 新たな対応事項	7
第3章 計画の目標	8
1 温室効果ガス排出量の削減目標	8
2 その他の目標	9
第4章 目標達成のための取組	10
1 日常業務における省エネルギー・省資源の取組の推進	10
2 設備・機器の運用改善の推進（庁舎管理所属の取組）	13
3 施設・設備の省エネ化の推進（庁舎管理所属の取組）	13
4 その他の環境配慮活動の推進	14
第5章 計画の推進	15
1 推進方法	15
2 点検・評価の方法	17
3 点検結果の公表	18
4 計画の見直し	18
参考資料	19
1 岐阜県の地球温暖化防止対策の取組経緯	19
2 第4次計画の実績	21

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

岐阜県（以下「県」という。）では、平成6年度に「岐阜県環境基本条例」（平成7年条例第9号）を制定すると共に、平成7年度に「岐阜県環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創出に関する施策を推進してきました。

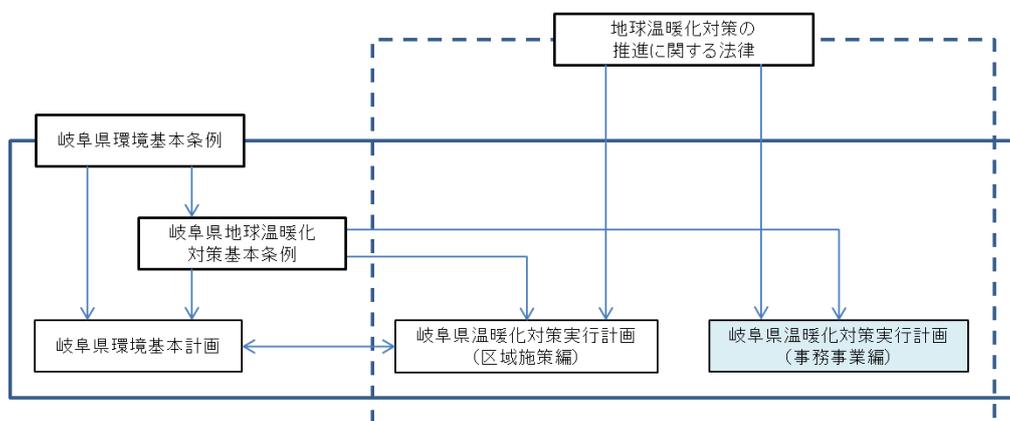
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、平成12年度に、「岐阜県地球温暖化対策実行計画（新ラブ・アースぎふ運動21）」、平成15年度に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（第2次）」、平成20年度に「岐阜県地球温暖化防止計画（第3次）」、平成23年度に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（第4次）」（以下「第4次計画」という。）を策定し、県の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置を講じてきました。

一方、地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等を促進するため、平成20年度に「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（平成21年条例第21号）を制定しました。

さらには、平成20年度の地球温暖化対策推進法の改正を受け、平成23年度には、県の区域における温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標、並びに中期目標達成に向けた取組み等について定めた「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、県内の地球温暖化対策を推進しており、平成27年度及び平成29年度に当該計画の見直しを行いました。

「第5次岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）は、第4次計画の計画期間が終了することに伴い、第4次計画の取組状況等を踏まえ、平成27年度に策定しており、今回見直しを行い、一部改定をします。

図1 関係法令の概念図



2 計画の目的及び位置付け

県自らが大規模な事業者であるという立場から、県の事務及び事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、環境配慮に関する取組を率先して実施することにより、県民、事業者及び市町村等による環境配慮に関する主体的取組を促進することを目的としており、下記のとおり位置付けられます。

(1) 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、事務及び事業に関する「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）として策定するものです。

(2) 岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく温室効果ガスの排出の抑制のための措置

本計画は、岐阜県地球温暖化防止基本条例第 3 条第 3 項の規定に基づく、県自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるための具体的計画です。

(3) 率先実行計画

本計画は、県民、事業者及び市町村等の模範となるべく、県の事務及び事業の実施に伴う環境配慮の取組について定めた率先実行計画です。

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務及び事業

県が直接実施する事務及び事業を対象とします。

(2) 対象とする組織及び施設

県の全機関（知事部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育施設、人事委員会事務局、監査委員事務局、公安委員会（警察本部）及び労働委員会事務局）を対象とします。

また、温室効果ガス排出量の把握については、上記機関が所管する指定管理者制度施設についても対象とし、本計画に沿った取組の実施を要請するとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネ法」という。）に基づき、年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位の削減を目標とした取組を行うことを要請します。

4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている表1の7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、及びハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、発生源の設置状況等から排出量が少ないと想定されることに加え、排出実態の把握が困難であるため対象外とします。

表1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な人為的発生源	本計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却等	○
メタン（CH ₄ ）	廃棄物の焼却、燃料の燃焼、自動車の走行、家畜の消化管内発酵、家畜のふん尿処理、水田の耕作、下水の処理等	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の焼却、燃料の燃焼、自動車の走行、家畜のふん尿処理、下水の処理、耕地への肥料の使用等	○
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄、半導体の製造等	○
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気機器器具の電気絶縁用ガス、半導体の製造等	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造等	—

また、温室効果ガス排出量の算定の対象とする活動の区分は、県の主な事務及び事業を鑑み、表2に示す活動とします。

表2 温室効果ガス排出量の算定の対象とする活動

活動の区分	温室効果ガス				備考
	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	
燃料の使用	○				燃料（A 重油、灯油、都市ガス、液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）、車両用燃料（ガソリン、軽油）
他人から供給された電気の使用	○				
自動車の走行		○	○		公用車に限る
自動車用エアコンディショナーの使用				○	
業務用冷凍空調機器からの算定漏えい量				○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事部局を対象とする。 ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条に基づく報告対象者を対象とする。 ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 2 条の 3 に定義される第 1 種特定製品のうち、業務用冷凍空調機器を対象とする。

5 計画期間

計画期間は平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

6 基準年度

温室効果ガス排出量の削減目標を設定するにあたっての基準年度は、温室効果ガス排出量の実績を把握できる直近年度である平成 27（2015）年度とします。

第2章 岐阜県地球温暖化対策実行計画（第4次）の取組状況

1 目標達成状況

前計画である第4次計画の目標達成状況は以下のとおりです。

(1) 温室効果ガス排出量の削減

県の事務及び事業における平成27年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成22年度の排出量と比較して8.5%の削減となり、目標とする削減率7.0%を達成しました。（図2及び表3参照）

温室効果ガスの内訳としては、二酸化炭素が99%以上を占めており、電気、燃料及び車両用燃料のエネルギーの使用の削減により二酸化炭素排出量が削減されています。

その他の温室効果ガスについては、メタン及びハイドロフルオロカーボンの排出量は基準年度の排出量と同じになりましたが、一酸化二窒素は基準年度の排出量を上回りました。

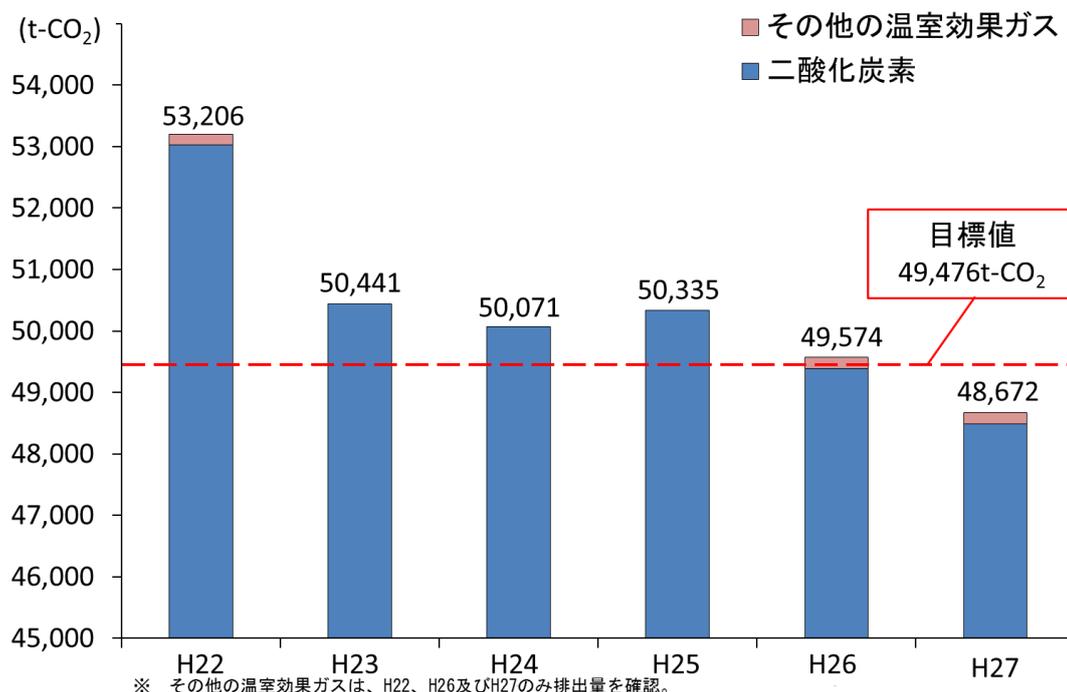


図2 県の事務及び事業における温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算）

表3 温室効果ガス排出量の状況及び基準年度との比較

項目	H22 排出量 (t-CO ₂)	H27 排出量		目標値	
		(t-CO ₂)	増減率(H22比)	(t-CO ₂)	削減率
二酸化炭素	53,025	48,486	-8.6%	49,295	-
メタン	9	9	0.0%	9	
一酸化二窒素	136	141	3.7%	136	
ハイドロフルオロカー ボン	36	36	0%	36	
計	53,206	48,672	-8.5%	49,476	-7.0%

(2) 省資源の推進、廃棄物の削減

温室効果ガス排出量の削減に間接的に寄与する間接影響項目としての、県有施設における平成 27 年度の紙使用量は、基準年度である平成 16 年度の使用量と比較して 21.3%の増加となり、目標とする基準年度水準には届きませんでした。(表4参照)

なお、県有施設における平成 27 年度の水使用量は、基準年度である平成 21 年度の使用量と比較して 28.5%の削減となり、目標とする基準年度水準を大きく上回る削減率を達成しました。

また、県有施設における平成 27 年度の廃棄物処分量においても、基準年度である平成 22 年度の処分量と比較して 18.1%の削減となり、目標とする基準年度水準を大きく上回る削減率を達成しました。

表4 紙使用量、水使用量、廃棄物処分量の状況と基準年度との比較

項目	単位	H27		目標値	
			増減率(目標値比)		考え方
紙使用量	万枚	15,692	21.3	12,937	H16水準
水使用量	千m3	751	-28.5	1,051	H21水準
廃棄物処分量	t	1,226	-18.1	1,497	H22水準

2 取組推進における課題

県の事務及び事業における温室効果ガス排出量は、着実に削減されています。これは、職員や組織による省エネの取組が定着すると共に、省エネルギー対応の施設・設備の導入及び運用改善に努めてきたことが要因と考えられます。

一方で、間接影響項目である紙使用量は、表4に示す通り目標値を大きく超過しており、これは事務量の増大などが要因と考えられます。

これまで、紙使用量の削減のため、資料の共有化、両面・集約印刷の徹底等を推進し

てきましたが、本計画においても、さらなる取組の推進を図っていく必要があります。

3 新たな対応事項

県は、省エネ法に基づき、指定管理者制度施設を含む県有施設に関する年度毎のエネルギー使用量等の報告が義務付けられています。本計画においても、省エネ法との整合を図ることでより効果的な対策を実施するために、温室効果ガス排出量の把握については、これまでの県有施設に加えて指定管理者制度施設を本計画の対象組織に追加します。

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

県の温室効果ガス排出量削減に関するこれまでの取組状況や、省エネ法に基づく温室効果ガス排出量削減努力義務及び実行計画（区域施策編）における計画内容を踏まえ、平成 28 年度から平成 32 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標は次のとおりとします。

温室効果ガス	基準年度	目標年度	削減目標	参考 (H27)
二酸化炭素	平成 27 年度	平成 32 年度	基準年度比 8.0%削減	69,747t-CO ₂
メタン				9t-CO ₂
一酸化二窒素				141t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン				332t-CO ₂

※ 削減目標には、指定管理者制度施設の温室効果ガス排出量を含み、警察車両の車両用燃料使用量を含まない。

数値目標の設定根拠

- ・ 県は、一事業者として省エネ法に基づく年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の削減の努力義務があることから、毎年度 1%以上の温室効果ガス排出量の削減を基本とします。
- ・ 県は、県民、事業者及び市町村等の模範となるべく率先して温室効果ガス排出量の削減に努めるため、二酸化炭素排出量は、実行計画（区域施策編）の「業務部門」の目標削減量（平成 32 年度に 7.6%減（高効率機器への更新分を除いた数値））に上乘せし、平成 32 年度に 8.0%の削減を目標とします。
- ・ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 27 年度の水準を維持する目標とします。
- ・ 基準年度である平成 27 年度の値は、本計画における対象施設（指定管理者制度施設を含む）を反映するため、第 4 次計画の実績値とは異なります。
- ・ 警察車両の車両用燃料使用量（ガソリン、軽油）は、業務の必要性から、数値目標の対象外とします。

2 その他の目標

(1) 省資源の推進

県の省資源に関するこれまでの取組状況から、平成 28 年度から平成 32 年度までの省資源に関する数値目標は次のとおりとします。

項目	基準年度	目標年度	数値目標	参考 (H27)
紙使用量	平成 27 年度	平成 32 年度	基準年度実績以下	10,389 万枚
水使用量				751 千 m ³

※ 紙使用量の数値目標には、教育施設等において直接児童・生徒に配布する資料や、研修所等において受講者に配布する研修用資料等の教育用の紙は含まない。

・教育施設等において直接児童・生徒に配布する資料や、研修所等において受講者に配布する研修用資料等の教育用の紙は、業務の必要性から、数値目標の対象外とします。

(2) 廃棄物削減の推進

県の廃棄物削減に関するこれまでの取組状況から、平成 28 年度から平成 32 年度までの廃棄物削減に関する数値目標は次のとおりとします。

項目	基準年度	目標年度	数値目標	参考 (H27)
廃棄物処分量	平成 27 年度	平成 32 年度	基準年度実績以下	1,226t

第4章 目標達成のための取組

各所属及び職員は、県民サービスの支障をきたすことのない範囲で、目標達成のために取組むものとし、必要に応じ各関係者に協力を求めることとします。

1 日常業務における省エネルギー・省資源の取組の推進

(1) 職員一人ひとりの取組

取組項目	区分	具体的取組内容
電気使用量の削減 燃料使用量の削減	空調	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ・ウォームビズを実施する。 ● 冷暖房率向上のためブラインド、カーテン等を活用する。 ● 空調機器をこまめに清掃する。 ● 使用していない部屋の個別空調の停止を徹底する。
電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。 ● 使用していない場所の消灯を徹底する。 ● 照明器具をこまめに清掃する。 ● 時間外勤務を縮減する。 ● 「早く家庭に帰る日（8のつく日）」及び「ノー残業デー」の定時退庁を徹底する。 ● 「ライトダウンキャンペーン」期間中の特別実施日は定時退庁に努める。
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーターの使用を自粛する。
	電気機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気機器は省電力設定とする。 ● 電気機器は未使用時の電源オフを徹底し、長時間使用する見込みのない機器はプラグを抜く。 ● パソコンは、離席時はスリープ設定又は長時間使用しない場合は電源を切り、退庁時はプラグを抜く。
燃料使用量の削減	給湯	<ul style="list-style-type: none"> ● 給湯器の使用を自粛する。 ● 給湯器の給湯温度を適切に設定する。

車両用燃料使用量の削減 車両の走行距離の維持	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張等の際は、公共交通機関の利用や公用車の相乗りの実施に努める。 ● 公用車使用時は低燃費車の優先利用に努める。 ● 公用車使用時はエコドライブ（急発進・急加速をしない、適切な車間距離の確保、アイドリングストップの実施、タイヤ空気圧の点検、不要な荷物を載せない等）に努める。
紙使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化する。 ● 文書の校正は、印刷せずパソコン画面上で行う。 ● 資料の簡素化に努め、上司への説明資料はできる限りワンペーパー化する。 ● 複数ページのコピーをする場合は両面コピーを徹底する。 ● 複数ページの印刷をする場合は両面印刷を徹底し、3枚以上の印刷は集約印刷に努める。 ● 会議等においては、プロジェクターの活用等によりペーパーレス化に努める。 ● 文書の発送は、可能な限り電子メールを活用する。
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い、歯磨き、公用車の洗車等において、こまめに水を止め節水を徹底する。 ● トイレ使用時に二度流しをしない。
廃棄物処分量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● マイはし、マイカップ、マイボトル、マイバック等を持参し、使い捨て製品の使用や購入を自粛する。 ● ゴミの分別を徹底する。

(2) 所属の取組

取組項目	区分	具体的取組内容
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属の取組状況を把握・見える化し、職員に対し周知する。
電気使用量の削減 燃料使用量の削減	空調	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ・ウォームビズを推進する。 ● 【再掲】冷暖房率向上のためブラインド、カーテン等を活用する。 ● 【再掲】空調機器をこまめに清掃する。 ● 【再掲】使用していない部屋の個別空調の停止を徹底する。

電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 【再掲】 昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。 ● 執務室や廊下、階段等の共有部分は支障ない範囲で減灯する。 ● 【再掲】 使用していない場所の消灯を徹底する。 ● 【再掲】 照明器具をこまめに清掃する。 ● 時間外勤務の縮減を推進する。 ● 「早く家庭に帰る日（8のつく日）」及び「ノー残業デー」の定時退庁を推進する。 ● 「ライトダウンキャンペーン」期間中の特別実施日に定時退庁を推進する。
	事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 【再掲】 事務機器は省電力設定とする。 ● 【再掲】 事務機器は未使用時の電源オフを徹底し、待機電力の削減のため、退庁時にできる限り電気プラグを抜く。
車両用燃料使用量の削減 車両の走行距離の維持	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車の更新時は、「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき環境負荷を低減した自動車の調達に努める。
車両台数の維持	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車台数の見直しを実施し、利用実態に応じ削減する。
紙使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 資料の簡素化、上司への説明資料のワンペーパー化を推進する。 ● 会議等の開催時は、プロジェクターの活用等によりペーパーレス化を推進する。 ● 【再掲】 文書の発送は、可能な限り電子メールを活用する。
廃棄物処分量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 会議等におけるペットボトルや紙コップ等の使用を自粛する。 ● 事務用品は、「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき環境物品等の調達に努める。 ● 執務室内に「事務用品リユースボックス」を設置し、リユースを推進する。

2 設備・機器の運用改善の推進（庁舎管理所属の取組）

取組項目	区分	具体的取組内容
電気使用量の削減 燃料使用量の削減	空調	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備は、冷房 28℃、暖房 19℃を目安に適切な温度管理を徹底する。 ● 空調設備の効率的な運転管理（設備の起動時刻の適正化、適切な間引き運転等）に努める。 ● 空調設備の定期的な点検を実施する。
電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 【再掲】執務室や廊下、階段等の共有部分は支障ない範囲で減灯する。 ● 「ライトダウンキャンペーン」期間中の特別実施日に一斉消灯を実施する。
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーターは支障ない範囲で運転を一部休止する。
業務用冷凍空調機器からの算定漏えい量の削減	業務用冷凍空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務用冷凍空調機器の点検を実施する。
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 配管等の水漏れ点検を実施する。 ● トイレ等への節水の張り紙等により、来庁者に対しても節水の協力を要請する。

3 施設・設備の省エネ化の推進（庁舎管理所属の取組）

取組項目	区分	具体的取組内容
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー使用状況等を把握・見える化し、職員に対して周知する。 ● エネルギー多消費施設においては、ESCO 事業の導入を検討する。
電気使用量の削減 燃料使用量の削減	空調	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明の更新時は、LED 照明及び人感センサー付き照明を積極的に導入する。
燃料使用量の削減	給湯	<ul style="list-style-type: none"> ● 給湯設備の更新時は、省エネルギー型の設備を導入する。
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 蛇口に節水コマや自動水洗等の導入を検討する。 ● トイレ設備の更新時は、節水型トイレ及び流水擬音装置を導入する。 ● 雨水利用設備の導入を検討する。

4 その他の環境配慮活動の推進

取組項目	具体的取組内容
環境物品等の調達への推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等（環境物品等）の調達を推進する。
再生可能エネルギーの導入への推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県次世代エネルギービジョン」に基づき、県有施設への再生可能エネルギーの率先導入を推進する。
公共工事における環境配慮への推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づき、建設工事における建設副産物の削減及びリサイクルを促進する。
職員の環境配慮意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員に対し、環境配慮意識の醸成を図るための研修を実施する。
環境に配慮したイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 県主催の大規模なイベントは、自然環境や周辺環境への配慮、環境負荷の少ない交通手段の利用促進、省エネルギー・省資源、廃棄物排出の抑制等に努める。 ● 「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」に基づき、環境配慮のためのイベントや千人以上の参加者を見込むイベント等を開催する所属は、イベント開催に対するカーボン・オフセットの実施を検討する。
職員の率先行動への推進	<ul style="list-style-type: none"> ● マイカー使用の自粛に努め、「マイカー使用自粛の日」（8のつく日）にはできる限りマイカー通勤を自粛する。

第5章 計画の推進

1 推進方法

(1) 推進体制

本計画は、図3に示す岐阜県庁環境マネジメントシステム（以下「岐阜県庁 EMS」という。）の推進体制により推進します。

(2) 構成員等の役割

ア 環境管理統括者（知事）

- ・岐阜県庁 EMS を統括すると共に、必要に応じその見直しを指示します。

イ 環境管理副統括者（副知事（環境生活部所管））

- ・環境管理統括者を補佐します。

ウ 政策課長等連絡会議（本庁主管課長等）

- ・岐阜県庁 EMS の重要事項を協議します。

エ 環境管理責任者（環境生活部長）

- ・岐阜県庁 EMS の総責任者として、岐阜県庁 EMS を適切に運用すると共に、取組の進捗管理及び全体評価を行います。
- ・岐阜県庁 EMS の取組状況を公表します。

オ 環境管理副責任者（環境生活部次長（環境管理課所管））

- ・環境管理責任者を補佐します。

カ EMS 事務局（環境管理課）

- ・岐阜県庁 EMS の運用に関する事務を行います。

キ 主任環境監査員（環境管理課管理調整監、岐阜地域環境室長、県事務所環境課長）

- ・関係地区ブロックの内部環境監査の全体を統括し、内部環境監査を実施します。

ク 環境監査員（岐阜地域環境室職員、県事務所環境課職員）

- ・内部環境監査を実施します。

ケ EMS 実行責任者（本庁主管課長、岐阜地域環境室長、県事務所振興防災課長）

- ・関係所属の岐阜県庁 EMS の取組状況を把握します。

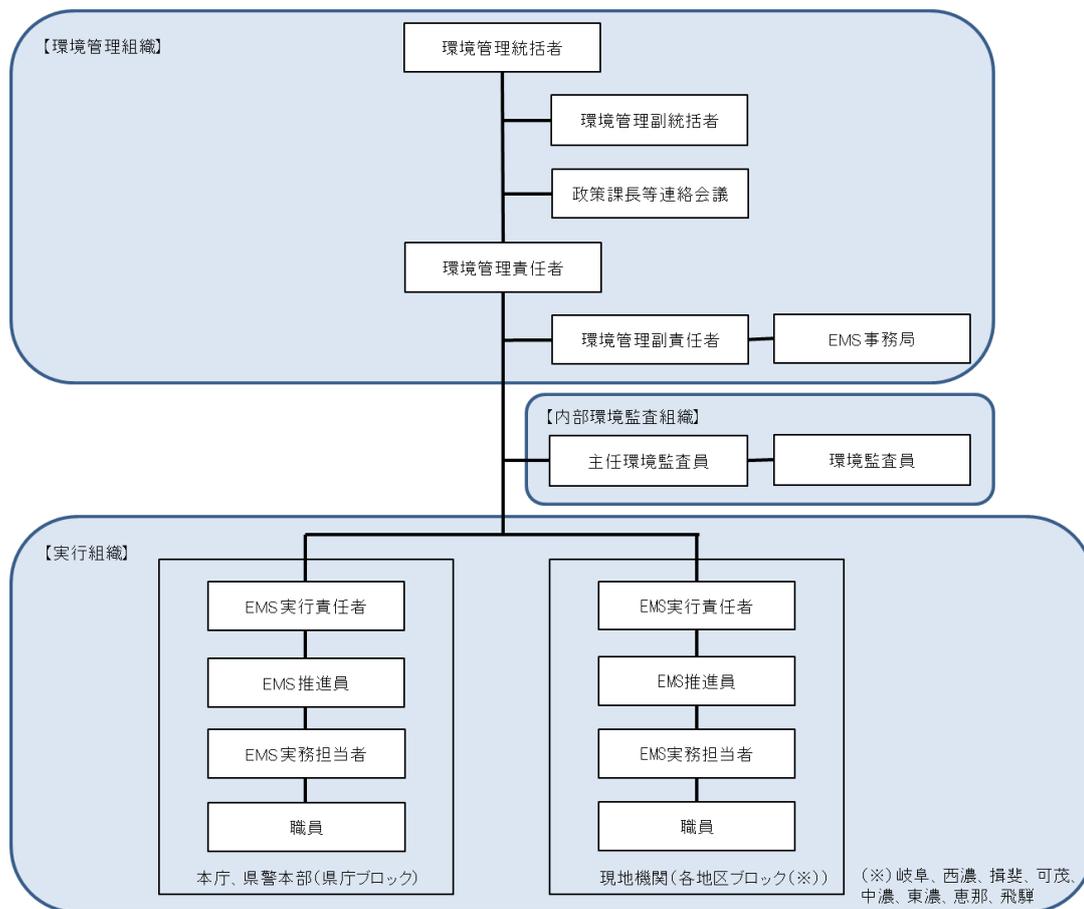
コ EMS 推進員（管理調整監、管理調整担当課長等）

- ・各所属における岐阜県庁 EMS の運用責任者として、岐阜県庁 EMS の取組を推進すると共に、所属における取組の点検、評価及び改善を行います。

サ EMS 実務担当者（EMS 推進員が指名する職員）

- ・EMS 推進員を補佐します。

図3 推進体制図



(3) 職員の意識啓発に関する実施手法及び内容

本計画の目標達成のために、以下により、職員の意識の向上及び取組の推進を図ります。

ア 職員研修の実施

環境管理責任者、EMS推進員及び所属長は、職員に対し、岐阜県庁EMSに基づく必要な研修を実施します。また、岐阜県エネルギー管理規定（平成27年4月1日最終改訂）に基づき、エネルギー管理企画推進者（環境管理課長）及びエネルギー管理推進員（管理調整監、管理調整担当課長等）は、職員に対し、省エネルギーに関する意識の啓発及び知識の習得を図るための研修を行います。

イ 取組の啓発

EMS事務局は、計画の進捗状況のほか、取組の推進に参考となる事項等について、職員への情報提供に努めると共に、必要な啓発を行います。

2 点検・評価の方法

本計画の進捗状況は、岐阜県庁 EMS に基づく PDCA サイクルの手法を用い点検・評価し、その継続的改善を行います。

(1) 計画<PLAN>

ア 環境管理責任者は、本計画で定める目標の達成のため、前年度の取組実績等を踏まえて当年度の全庁的な環境目標を設定すると共に、環境目標達成のための実施計画を策定し、EMS 推進員に周知します。

イ EMS 推進員は、全庁的な環境目標及び実施計画を勘案して、当年度の所属別環境目標を設定すると共に実施計画を策定し、職員に周知すると共に、所管する EMS 実行責任者を通じて環境管理責任者に報告します。

(2) 実施<DO>

ア 環境管理責任者は、実施計画の取組の実行に必要な環境配慮活動手順書を作成し、EMS 推進員に通知します。

イ EMS 推進員は、環境配慮活動手順書を職員に周知します。

ウ EMS 推進員は、必要な研修を実施すると共に、目標達成のための具体的取組を推進します。

エ 各所属及びその職員は、所属の取組目標を達成するため、目標達成のための具体的取組を自主的・積極的に行います。

(3) 点検<CHECK>

ア EMS 推進員は、所属別環境目標の達成状況を把握するため、定期的に自己点検を行い、必要に応じ改善策を講じます。

イ EMS 推進員は定期的に、自己点検結果を所管する EMS 実行責任者を通じて環境管理責任者に報告します。

ウ 環境管理責任者は、各所属の実績報告を取りまとめて、取組目標の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて EMS 推進員に対し改善を指示します。

エ 岐阜県庁 EMS が適切に運用されていることを組織内で評価するため、主任環境監査員及び環境監査員は必要に応じて、内部環境監査を実施します。なお、被監査所属の抽出は、環境管理責任者が実施します。

(4) 見直し<ACT>

ア 環境管理責任者は、前年度の取組実績及び内部環境監査の結果を基に、全庁的な取組目標の全体評価を行い、環境管理統括者に報告します。

イ 環境管理統括者は、岐阜県庁 EMS の見直しが必要であると判断した場合は、環境管理責任者に指示します。

ウ 環境管理責任者は、岐阜県庁 EMS の改善案を作成し、政策課長等連絡会議へ協議することにより岐阜県庁 EMS の見直しを行います。

3 点検結果の公表

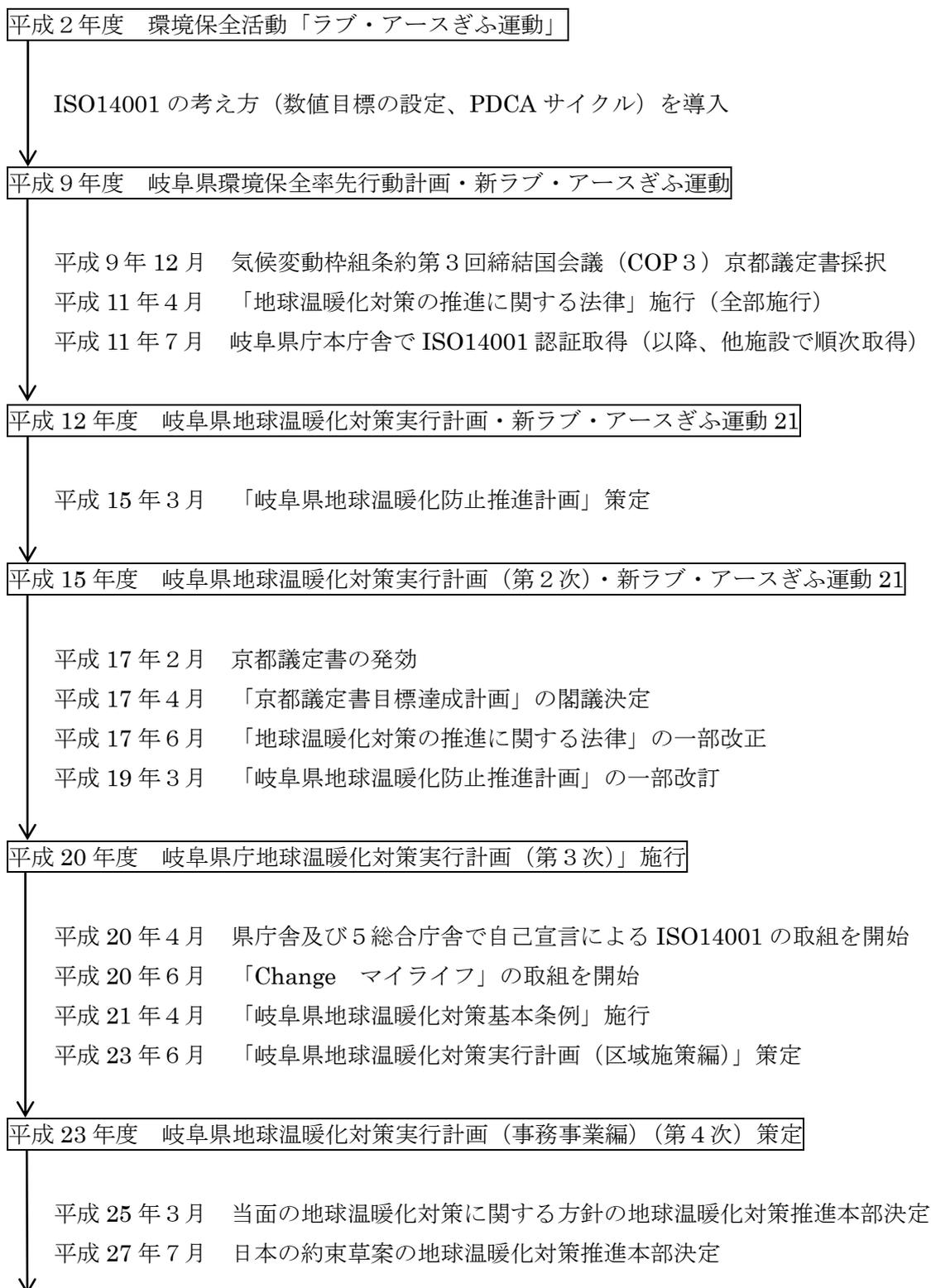
毎年度 1 回、本計画の進捗状況や取組結果を、ホームページ等により公表します。

4 計画の見直し

本計画は、年度毎の点検・評価の結果、国の地球温暖化対策の変更や社会情勢の変化により、必要に応じ見直しを行います。

参考資料

1 岐阜県の地球温暖化防止対策の取組経緯



↓ 平成 27 年 12 月 気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）パリ協定採択

平成 27 年度 岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 5 次）策定

2 第4次計画の実績

(1) 二酸化炭素排出量の実績及び内訳

項目		単位	H23	H24	H25	H26	H27	CO ₂ 排出 係数
CO ₂ 排出量		t-CO ₂	50,441	50,071	50,335	49,392	48,486	—
電気使用量		千 kWh	74,366	73,848	75,588	74,648	74,190	0.455
燃料 使用量	A 重油	kL	901	851	723	616	586	2.70963
	灯油	kL	1,095	1,069	1,049	1,020	928	2.489483333
	都市ガス	千 m ³	1,250	1,261	1,267	1,209	1,174	2.07966
	LP ガス	t	810	853	835	824	761	3.000286667
車両用 燃料 使用量	ガソリン	kL	2,586	2,549	2,517	2,513	2,469	2.32166
	軽油	kL	154	154	148	152	143	2.619246667

(2) メタン排出量の実績及び内訳

		H22		H27		係数
		走行距離 (千 km)	排出量 (kg-CH ₄)	走行距離 (千 km)	排出量 (kg-CH ₄)	
ガ ソ リ ン 車	普通・小型乗用車	14,155	169.9	12,595	151.1	0.012
	軽乗用車	311	1.2	551	2.2	0.004
	普通貨物車	360	7.9	542	11.9	0.022
	小型貨物車	3,772	64.1	3,740	63.6	0.017
	軽貨物車	507	7.6	635	9.5	0.015
	特殊用途車	3,997	139.9	4,654	162.9	0.035
軽 油 車	普通・小型乗用車	154	2.0	222	2.9	0.013
	普通貨物車	334	5.0	242	3.6	0.015
	小型貨物車	145	1.1	129	1.0	0.0076
	特殊用途車	569	7.4	311	4.0	0.013
ハイブリッド車		0	0	641	7.7	0.012
合計		24,304	406	24,262	420	—
二酸化炭素換算 (t-CO ₂)		—	9	—	9	21

(3) 一酸化二窒素排出量の実績及び内訳

	H22		H27		係数	
	走行距離 (千 km)	排出量 (kg-N ₂ O)	走行距離 (千 km)	排出量 (kg-N ₂ O)		
ガソリン車	普通・小型乗用車	14,155	198.2	12,595	176.3	0.014
	軽乗用車	311	3.1	551	5.5	0.01
	普通貨物車	360	14.0	542	21.1	0.039
	小型貨物車	3,772	56.6	3,740	56.1	0.015
	軽貨物車	507	7.6	635	9.5	0.015
	特殊用途車	3,997	139.9	4,654	162.9	0.035
軽油車	普通・小型乗用車	154	0.6	222	0.9	0.004
	普通貨物車	334	4.7	242	3.4	0.014
	小型貨物車	145	1.3	129	1.2	0.009
	特殊用途車	569	14.2	311	7.8	0.025
ハイブリッド車	0	0	641	9.0	0.014	
合計	24,304	440	24,262	454	—	
二酸化炭素換算 (t-CO ₂)	—	136	—	141	310	

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量の実績及び内訳

	H22		H27		係数
	台数 (台)	排出量 (kg-HFC)	台数 (台)	排出量 (kg-HFC)	
カーエアコン使用台数	1,864	28.0	1,828	27.4	0.015
二酸化炭素換算 (t-CO ₂)	—	36	—	36	1,300

(5) 紙使用量、水使用量及び廃棄物処分量の実績

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27
紙使用量	万枚	14,314	14,974	14,971	15,156	15,692
水使用量	千 m ³	964	907	775	770	751
廃棄物処分量	t	1,434	1,429	1,321	1,257	1,226